

加古川市立保育所早朝・延長保育実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市保育所条例（昭和35年加古川市条例第1号）第2条に規定する保育所（以下「保育所」という。）における保育時間の延長を必要とする児童に対して、早朝・延長保育（以下「延長保育等」という。）を実施することについて必要な事項を定め、もって児童の健全な成長と保護者の子育てと就労の両立の支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「延長保育等」とは、加古川市立保育所条例施行規則（昭和58年規則第20号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する保育時間を越えて同条第2項に規定する保育時間内に保育することをいう。

(実施日)

第3条 延長保育等の実施日は、規則第6条に規定する日とする。

(延長保育等の対象となる児童)

第4条 延長保育等は、子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第49号）第4条第1項に規定する保育短時間の認定を受けて、入所している児童のうち、保護者の勤務時間、通勤時間等を考慮し、やむを得ない事情により、保育時間を延長する必要があると認められる児童を対象とする。

(延長保育等の利用手続き)

第5条 延長保育等を希望する保護者（以下「利用者」という。）は、利用の前日までに保育所の長に報告しなければならない。

2 利用者は、緊急その他やむを得ない事情により利用の前日までに報告できない場合は、利用を希望する旨を保育所の長に速やかに連絡しなければならない。

(報告義務)

第6条 保育所の長は延長保育等の利用状況を利用のあった翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料)

第7条 延長保育等の利用料は、一日あたり300円とする。

(利用料の徴収)

第8条 延長保育等の利用料は毎月、当月分を徴収するものとし、徴収を行なう日は、市長が指定する日とする。

(利用の解除又は停止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長保育等の利用を解除し、又は停止することができる。

- (1) 第4条に規定する対象児童でなくなったとき。
- (2) 申請書の記載内容に偽りがあると認められるとき。
- (3) 保護者から利用停止の申出があったとき。

- (4) 延長保育等を希望する児童が健康上の理由等により延長保育等に耐えられないと認められるとき。
 - (5) 法令又はこの要綱に違反したとき。
 - (6) その他市長が延長保育等を継続することが不適當であると認めたとき。
- (補足)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日より施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。